## 2025春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

②構成組織方針

構	成	組	織	名	森林労連
方	針	決	定	日	2025年3月1日
要	求	提	出	日	各構成組織で決定
回	答	指	定	日	各構成組織で決定

要求項目	要求内容
I. 基本的な考え方	
連合の2025春季生活闘争方針を踏まえ、「賃上げ分3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上」を基本とした要求を掲げ取り組みを進める。	<ul><li>○林業労働者の賃金等労働条件について、国の施策によって他産業並みの処遇確保を求める。</li><li>○総合的労働条件の改善を求める。</li></ul>
Ⅱ.基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加 価値の適正分配、適切な価格転嫁・適正 取引	
・賃金水準闘争を強化していくための取り組み	○全職場で要求書を提出し、労使交渉の強化を図る。(林野労組)
・雇用の維持・創出、社会的セーフティ ネットの維持・強化	
・集団的労使関係の輪を広げる取り組み	○公務労協と連携を図りながら、国会対策などの取り組みを進める。(林野労組)
Ⅲ一1.賃金要求	
■月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最 低到達水準」「到達目標水準」	○賃上げ分3%以上、定昇相当分含め5%以上 ○組合員の生活実態を踏まえ、真に生活改善につながる賃金引き上げを求める。(林野労 組)
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織 が設定する場合)」「賃上げ分」	
○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	○5%以上+格差是正分1%
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	
■男女間賃金格差の是正 -「見える化」と問題点の改善 -生活関連手当	○特地勤務手当、通勤手当(自動車等)について、組合員の勤務条件の向上となるよう改善を図ること。(林野労組)
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結	
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への 対応	○一時金及び諸手当の改善を図ること。(林野労組)

Ⅲ-2.「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善					
■「豊かな生活時間の確保」と「あるべき 労働時間の実現」の取り組み ・休日増、勤務間インターバル制度導入 ・年休取得促進など	<ul><li>○不払い残業撲滅のため、厳格な勤務時間管理を徹底すること。(林野労組)</li><li>○超過勤務縮減のための体制を確立し、実効ある超過勤務縮減策を実施すること。(林野労組)</li></ul>				
■すべての労働者の雇用安定に向けた 取り組み	○非常勤職員制度について、法律上明確に位置付けることとし、勤務条件等、均等待遇の原則に基づき、関係法令、規則を適用するとともに、通年雇用とする等、雇用の確保を図ること。(林野労組)				
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	○非常勤職員の処遇を抜本的に改善すること。また、採用時の賃金単価の改善を図ること。(林野労組)				
■人材育成と教育訓練の充実					
■60歳以降の高齢期における雇用と処 遇に関する取り組み	○定年引上げまでの間は、2013年の閣議決定に基づき、フルタイムを中心とする職員の 希望通りの再任用の実現とあわせ、短時間勤務再任用の勤務日数については、週3日以 上とすること。(林野労組) ○再任用職員の、賃金・諸手当の改善、宿舎の貸与等、適切な労働条件を確保すること。 (林野労組)				
■テレワーク導入にあたっての労働組合 の取り組み					
■障がい者雇用に関する取り組み					
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く 労働者の退職給付制度の整備					
■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み					
■治療と仕事の両立の推進に関する取り 組み					
Ⅲ-3. ジェンダー平等・多様性の推進					
・女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進	労組)				
★Ⅲ-4.集団的労使関係の強化・	構築と組織拡大の取り組み				
・組織拡大の取り組み ・「労働協約」(「労働協約」に代わる覚書 や組合規約など)の組合員範囲の見直し など					
Ⅲ-5.「ビジネスと人権」に関する	取り組み				
・ビジネスと人権に関する取り組み方針 の策定、教育・研修の実施など					
その他 ●上記に分類されない重	 要な取り組みがあれば記入				